

# サークル活動等課外活動における基本的ルール(2025 年度)

早稲田大学におけるサークルの種類と、課外活動を行う上で、早大生が注意すべき事項や遵守すべきルール等について説明します。

## 目次

1. 早稲田大学におけるサークルの種類について.....	2
2. サークルの公認資格について.....	2
3. 課外活動を行う上で注意すべき事項.....	2
(1) 飲酒について.....	2
(2) 違法薬物と危険ドラッグについて.....	4
(3) 近隣を含むキャンパス外での迷惑行為について.....	4
(4) 喫煙について.....	5
(5) マルチ商法・友達商法について.....	5
(6) 闇バイトについて.....	5
(7) ハラスメント・性に関することについて.....	5
①ハラスメントとは.....	5
②セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）....	6
③性暴力とセクシュアル・コンセント(性的同意).....	6
④ジェンダー・セクシュアリティ.....	6
(8) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました（2022年4月1日～）.....	7
(9) Webサイトの作成やSNSの利用について.....	8
(10) 海外に渡航する際の注意事項について.....	9
(11) 車両（二輪・四輪）の運転について.....	9
(12) 活動状況に応じた任意保険への加入について.....	9
(13) 課外活動中の写真・動画における性的ハラスメントの被害について.....	9
①イベントや大会中の写真・動画の撮影行為で違法・迷惑行為があった場合.....	9
②インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口について.....	9
(14) 規則違反行為に対する指導・処分について.....	10
(15) これまでの事件・事故について.....	10
4. キャンパスの利用に際して注意すべき事項.....	10
(1) 利用ルール.....	11
(2) サークルが大学内外で集会を行う場合について.....	11
(3) 立看板の設置、掲示物ならびにビラなどの配布について.....	11
(4) 新歓活動について.....	13
5. その他サークルに関する事項.....	14
6. 緊急連絡先.....	14

## 1. 早稲田大学におけるサークルの種類について

早稲田大学には、約 500 の公認サークルとそれ以外の多数のサークルがあり、文化系からスポーツ系まで幅広いジャンルが存在します。

1. 公認サークル	大学が公認しているサークルは現在約 500 あります。公認サークルは、学生会館の部室・共通教室、会議室・各練習室などの施設利用、課外活動補助金の申請など、大学からさまざまな便宜供与を受けることができます。  【公認サークルの分類(5種類)】 学生の会、学生稲門会、同好会、学外 NPO 等に所属するサークル、 学術院承認サークル
2. 登録(未公認)サークル	大学への届出を済ませ、登録は完了しているものの、公認サークルの設立要件を満たしていないサークル。登録をすることで、共通教室貸出の便宜を受けられます。 <u>登録は毎年度必要となります。</u> ※ <a href="#">MyWasedaの申請フォーム</a> からサークル情報を大学へ登録してください。
3. 無届団体	公認サークル、登録(未公認)サークルの他に、早稲田大学の名のもとに活動をする無届団体がいます。無届団体には、大学からの便宜供与はありません。

## 2. サークルの公認資格について

公認サークルとして活動を行うためには、サークル設立の申請をすることが必要です。詳しくは、学生生活課 Web サイト「[公認サークルになるには?](#)」を確認してください。

- サークルは、まず「同好会」からスタートし、一定の年数が経過後に申請が認められれば「学生の会」となります。
- 「学生稲門会」、「学外 NPO 等に所属するサークル」や「学術院承認サークル」は、「学生の会」にはなれません。
- 公認サークルとなった場合にも、毎年 3 月に公認サークルの継続手続きをする必要があります。継続手続きを怠ると、公認が取り消されます。
- サークル活動をサポートするために、早稲田大学では以下の①～⑤のような便宜供与を行っています。詳細については、学生生活課 Web サイトを参照してください。
  - ①学生会館や大隈講堂、早稲田小劇場どらま館等の利用
  - ②共通教室の利用
  - ③新歓期間中の企画参加
  - ④課外活動補助金の給付
  - ⑤大学行事への参加

## 3. 課外活動を行う上で注意すべき事項

### (1) 飲酒について

キャンパス内（学生会館を含む）では、飲酒禁止です。また、過度の飲酒が引き起こすさまざまな事故は、学生としての処分にとどまらず、大きな社会的制裁を受けることにつながります。アルコールは体質や体調、摂取量によっては命を失う要因となります。実際に、本学でもサークル合宿中の死亡事故が発生しています。無理な飲酒や一気に飲み強要、20歳未満の者の飲酒、飲酒

運転などは、絶対に行ってはいけません。サークル三役はもちろん、全てのサークル員が下記ガイダンス「飲酒と一気飲みの恐怖」を視聴し、内容を必ず確認してください。

◆ [飲酒と一気飲みの恐怖\(12分07秒\)](#)

【20歳未満の者の飲酒の防止対策について】

近年、20歳未満の者の飲酒に関連したトラブルが多発しています。サークルの懇親会等においては、「20歳未満の者と成年を完全に分けて配置し、席替え等で混在するようなことがないようにする」等の対策を行ってください。

【アルコールハラスメントと性的トラブル】

泥酔した結果として、周囲に不快感を与える行為や相手の望まない性的接触などの行為があった場合、ハラスメントとして認定され、学則により処分を受けることがあります。一方、皆さんがハラスメントの被害者となってしまうこともありますので、十分に注意してください。

また、いわゆる「家飲み」や民泊施設等での飲み会では、街中の飲食店での会食と異なり、他者の目がないため、節度のない行為に及びやすいというリスクがあります。友人関係における性的なトラブルや近隣からの苦情などの問題が生じないように十分な配慮が必要です。

【飲酒を伴う席での注意事項】

- お酒の飲めない人への配慮が必要です。飲酒の強要は、アルコールによるハラスメントとして罰せられます。
- お酒を絡めて場を盛り上げるのは、結果として多量の飲酒に繋がり、ひいては急性アルコール中毒を招く危険性が大きいです。
- 他大学生と合同で活動する場合は、そのメンバーにも飲酒のマナーを徹底することが必要です。
- 飲み会での写真撮影や SNS への投稿を禁止し、違反行為・危険行為が発覚しないように画策しても、悪質な行為は必ず発覚します。
- 「自分たちだけは大丈夫」という意識が突然の悲劇を引き起こしてしまいます。酔いつぶれた者がいても「何とかなる。だれかが面倒をみってくれるだろう」では済まされません。
- 上下関係による圧力、「先輩の酒は断れない」という雰囲気は絶対に作ってはいけません。
- コンパ時には、飲酒の状況を客観的に目配せできる監視役が必要です。
- 練習後や合宿時など、からだが疲れた状態で飲酒すると、普段よりも酔いが早くなります。無理のないスケジュールが必要です。また、飲酒後の運動、入浴は厳禁です。酒を飲みながらの海水浴なども大変危険です。

【酔い潰れた人が出たら ~緊急時の対処法~】

急性アルコール中毒の代表的な症状は以下のとおりです。下記のような症状が見られたら、生命の危機です！すぐに救急車を呼びましょう！

- 大きないびきをかき続けて、ずっと寝ている。
- 意識がない。ゆすっても、つねっても起きない。
- 全身が冷え切っている。
- 呼吸がおかしい。ゆっくりで途切れたり、浅くて早くなったりする。

- 大量の血や食物を吐いている。
- 失禁している。

#### 【急性アルコール中毒者への対処法】

- すぐに 119 番に連絡し、救急車を呼んでください(救急車が到着するまでは以下の対応をしてください)。
- 酔いつぶれている人から目を離さないでください。
- 吐いた物がのどにつまらないよう顔を横に向けて寝かすようにしてください。
- ベルトなど身体を締め付けているものは外してください。
- 自分で吐けない場合は無理に吐かせず、吐いた物をよく拭き取ってください。
- とくどきバイタルサイン(息をしているか、脈があるか)を確認してください。
- 体温が下がらないよう、毛布や上着などをかけてください。
- 可能ならば水やお茶、スポーツドリンクなどで水分を補給してください。

### (2) 違法薬物と危険ドラッグについて

2023 年 12 月に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立し、2024 年 12 月 12 日のその一部が施行されました。これにより、大麻の「使用」も法律で禁止され、罰則（7 年以下の懲役）が科されることになりました。

近年、大学生の薬物乱用が広がっており、大麻取締法違反による学生の逮捕が全国の大学で相次いでいます早稲田大学では、大麻や危険ドラッグ等の違法薬物使用防止対策として、『違法ドラッグ使用防止講習』や、新入生・在学生向けのオリエンテーション、早稲田ウィークリーにて注意喚起しています。

#### ◆ [違法ドラッグ使用防止講習\(11 分 41 秒\)](#)

大麻、覚せい剤、マジックマッシュルーム、シンナー等の薬物を「所持」「購入」「譲渡」「使用」することは、法律で厳しく規制されており、違反した場合には薬物事犯として重い処罰を受けるばかりか、大学としても退学等の厳しい処分を課すこととなります。また、店舗やインターネット上で販売されている大麻成分を含むグミやリキッドなどの「危険ドラッグ」に相当する薬物によるトラブルも発生しています。「合法」や「安全」といった言葉を信用せず、勧められてもきっぱり断りましょう。

### (3) 近隣を含むキャンパス外での迷惑行為について

早稲田大学では、サークル、クラス、ゼミ単位で高田馬場駅ロータリー広場や BIG BOX 前で集合することを禁止しています。集合する際には会場もしくは大学構内で集合する等、工夫をしてください。特に新入生を迎える時期は、毎年、一般通行人の方々に多大なご迷惑をおかけした旨の苦情が大学に寄せられます。高田馬場駅周辺や BIG BOX 前は公共の場です。早大生への信頼を損ねることのないよう、社会のルールやマナーを守って行動してください。なお、学生生活課では、新歓時期に高田馬場駅周辺の巡回を行っています。

戸山公園・鶴巻南公園などキャンパス周辺での練習(大音量での楽器練習・ダンス練習、大声をあげての発声練習など)、看板作成、花火、深夜の飲酒などの行為に対し、公園管理組合や近隣住民の方々から度々苦情が寄せられています。近隣の静穏を乱す迷惑行為は、厳に慎んでください。

また、戸山公園の広場での野球（キャッチボール含む）・サッカー・ゴルフ等の球技は禁止となっているため、決して行わないようにしてください。

学生の皆さんには、大学を取り巻く地域社会の一員として自覚を持ち、他者の迷惑を省みない行動を厳に慎むことを求めます。

#### (4) 喫煙について

各キャンパスでは分煙化を行っており、指定場所以外は禁煙です。しかし、喫煙所付近での吸い殻のポイ捨てや指定場所以外での喫煙が後を絶ちません。喫煙マナーを守ってください。

#### (5) マルチ商法・友達商法について

投資に関わる儲け話をもち掛け、USBなどの高額商品を購入させるマルチ商法トラブルや「モバイルプランナー」等の友達商法トラブルが、学生間で広がっています。被害者の多くは友人やサークルの仲間などから勧誘を受けています。学生ローンで借金を背負うケースもあり、金銭的被害だけでなく、友人関係も破たんしてしまいます。勧誘は巧妙な手口で行われますが、内容を見極め、断る勇気を持ち、さらには自分自身が加害者にならないよう注意してください。

※事業者からの電話による勧誘やマルチ商法などによる契約は、クーリング・オフ制度を利用し、契約解除が可能です。

※困ったときは、学生生活課「学生生活110番」や消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。

#### (6) 闇バイトについて

大学生を含む若者が、SNS やインターネットの掲示板を通じて、仕事の内容を明らかにせず高額な報酬を示唆するアルバイトに応募し、特殊詐欺や強盗などの犯罪に加担してしまう、いわゆる「闇バイト」が社会問題化しています。「高額」「即日即金」「ホワイト案件」等の「楽で、簡単、高収入」であることを強調する求人情報には注意してください。また、不審なアルバイトに応募してしまった場合、迷わず警察に相談してください。

#### (7) ハラスメント・性に関することについて

##### ①ハラスメントとは

自分の言動により相手に不利益や不快感を与えたり、尊厳を損なったりすることを指します。意図的でなくても、相手がそう感じたらハラスメントとなり得ます。ここに挙げるのは一例ですが、具体的に何を指すか理解しましょう。ハラスメントに関する悩みは、コンプライアンス相談窓口にご相談できます。また、内容によって保健センター学生相談室、GS センター、「学生生活110番」、各所属事務所などでも対応が可能です。

- セクシュアル・ハラスメント

身体的な接触や性的暴力・言動などにより相手を不快にさせること

- アカデミック・ハラスメント

教員等の権威的または優越的地位にある者による、教育上不適切な言動、指導または待遇

- パワー・ハラスメント

組織内で優越的地位にある者による不適切な言動、指導または待遇

- アルコール・ハラスメント

飲酒の強要や酔った上での暴力行為など、アルコール飲料に関連した嫌がらせや迷惑行為、

## 人権侵害

### ● SOGI(※)・ハラスメント

許可なく他人のセクシュアリティを暴露するアウティングや、性的指向・性自認に関わる差別的な言動、暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせ

(※)Sexual Orientation(SO:性的指向)とGender Identity(GI:性自認)の頭文字をとった略称。「LGBT」が特定のセクシュアルマイノリティの「人(カテゴリー)」を指すのに対し、「SOGI」は、全ての人に関係する「属性」を表す。

### ②セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)とは、すべての人の性と生き方に関わる基本的人権の一つで、英語の Sexual and Reproductive Health and Rights の頭文字をとって「SRHR」と呼称されます。

誰もが性と生殖に関する健康の正しい知識や情報を持ち、自分の性や自分の人生を自分で決められることがSRHRの理念です。その実現のためには、社会全体がSRHRを正しく理解し、共通認識を定着させることが大切です。

#### ■SRHRにおける大切な要素

- 自分のからだは自分のものとして、プライバシーや自主決定権が尊重されること
- 性的指向や性自認、その表現も含め、自分の性に関して自由に決められること
- 安全で喜びのある性生活を送れること
- パートナーをもつかもたないか、いつもつか、誰ともつかを決められること
- 結婚をするかしないか、いつするか、誰とするかを決められること
- 子どもをもつかもたないか、いつもつか、何人もつかを決められること
- 上記全ての権利を得るために必要な情報、資源、サービス、支援を生涯にわたって得ることができ、差別や強制、搾取、暴力が無いこと

### ③性暴力とセクシュアル・コンセント(性的同意)

レイプや痴漢だけでなく、SNS上の性的嫌がらせ、デートDV、避妊具を使わない性行為など、身体接触の有無に関わらず、相手が望まない性的言動は性暴力と言われる相手を傷つける行為です。「セクシュアル・コンセント(性的同意)」を大切に、お互いの意思を尊重しましょう。

◆参考：学生生活課Webサイト「[性に関すること](#)」

### ④ジェンダー・セクシュアリティ

ジェンダーやセクシュアリティは、本人のアイデンティティ形成だけでなく、人間関係や生活に深く関わります。ジェンダーに関しては、「女/男はこうあるべき」「女/男のくせに」「女/男だから〇〇だ」のような性別規範を不快に感じたり悩みを抱えたりする人がいます。セクシュアリティに関しては、異性愛や性別二元論、シスジェンダー(割り当てられた性別に違和感を覚えていない人)が前提となる社会のシステムに違和感を抱き、生きづらさを感じる人がいます。それ以外にも、性暴力・性被害やデートDVの被害に遭った学生からの相談も想定されます。日頃からサークル内でジェンダーやセクシュアリティについて啓発することも重要ですし、1人の大人として相談を受けた際、適切な対応をすることで、悩みを抱えるサークルのメンバーを救うことがで

きます。

相談を受けた場合は、まず傾聴しましょう。その上で「何に困っているか」「どのようにしていきたいか」を確認し、丁寧に対応したいと考えていることを伝えてください。具体的な対応が必要となる場合は、この情報をどこまで共有してよいか承諾をとるようにしてください。なお、対応においてわからない点があれば、GSセンターに相談してください。GSセンターでは、専門知識のある職員が、学生のジェンダーやセクシュアリティに関する違和感や心配事などの相談に応じています。具体的な対応が必要な場合は、プライバシーを守りながら学内外の箇所と連携し対応する場合があります。

守秘義務のある相談機関への相談や匿名の電話相談はアウトティング(※)となりません。

※ 「アウトティング」は本人の許可なく性別情報や性的指向を第三者に暴露することで、本人の尊厳を傷つけたり居場所を奪ってしまったりするなど危険性の高いプライバシー侵害行為です。

## GSセンター

[場 所] 本館：戸山キャンパス学生会館（30号館）1階103

分館：早稲田キャンパス10号館2階213

[メール] gscenter@list.waseda.jp

## (8) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました（2022年4月1日～）

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されました。若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促す意図での改正となりますが、注意すべき点もあります。

### 【変わったこと】

住まいを借りる、クレジットカードを作る等、保護者等の同意を得ずに様々な契約を一人で結べるようになります。

### 【変わらないこと】

飲酒や喫煙、競馬等の公営ギャンブルの年齢制限については、20歳のまま変わりません。国民年金の加入義務が生じる年齢も、これまでどおり20歳からとなっています。

### 【注意しておきたいこと】

契約等において、20歳未満の者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利である「未成年者取消権」が使えなくなります。一人で契約を結べるようになる反面、結んだ契約を守る責任が生じ、学生であっても18歳であれば、消費者被害に遭う可能性があります。アルバイトを始める際などの契約、サークルとして何か契約を結ぶ場合等であっても、契約内容を十分に確認してください。また、万が一トラブルになった場合のため、契約時に取り交わすもの（契約書やパンフレット、メールのやり取り等）は保存しておきましょう。

## <商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった場合>

消費生活センター（消費者ホットライン「188」）等に相談しましょう。消費生活センター等では、専門的な知識を持った消費生活相談員が、トラブルにあった本人から聞き取りや契約書など

から問題点を整理して、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法などについて助言や情報提供をしてくれます。

#### (9) Web サイトの作成や SNS の利用について

Web サイトを作成したり SNS を利用したりすることは、発信した情報が不特定多数の人に閲覧されるということを意味します。軽い気持ちで Web サイトに掲載した情報や SNS でのやりとりが、世界中の人に閲覧され、多額の賠償責任を負う可能性もあります。掲載内容については、作成した個人またはサークルがその責任を負うことをしっかりと認識してください。

ここ数年、SNS (LINE、Facebook、Twitter など) を通じて自らの犯罪行為を告白する事例が多発しています。20歳未満の者の飲酒・喫煙、万引き、セクハラ、カンニング (大学の試験における不正行為) といった書き込みを行う者がいます。彼らの多くは、SNS が世界に開かれたものであることを理解していないか、インターネットの匿名性を過信しているのではないかと考えられます。しかし、たとえ断片的な個人情報であっても、つなぎ合わせることで個人が特定されるケースは多々あります。また、インターネット上に公開された情報はネット上に残り続け、完全には削除できないことを認識してください。公開範囲を限定している、短時間のみ公開したという場合でも、その投稿を見た受信者側で保存されたり、自分の知らないところで拡散されてしまったりすることもあります。

また、SNSを使用する際には、他者への十分な配慮と節度を持ってください。自分としては悪意のない何気ない発言や反応であっても、相手のおかれている状況によっては、非常に不快なものとなる可能性があるということや、一定の情報が集団の中で拡散されたり、繰り返されることで、大きな集団圧力となり、受け手の人に強い不安や恐怖を生じさせ、心を深く傷つけてしまうことがあるということをお忘れなくください。

情報を発信する際は、できるだけ自分の意図を明確に、厳密に表現すること。逆に情報を受け取る時には、行間を読まずに、書いてあることだけを受け取ることにしましょう。それでも誤解が生まれてしまったら、それ以上は文字だけのやりとりを続けないことが大切です。

投稿する前には、発信してよい内容なのかどうか、慎重かつ十分に確認してください。

#### 【注意事項】

- (1) 著作権を侵害しないこと
- (2) 他人を誹謗中傷しないこと
- (3) 個人情報の保護に注意すること
- (4) 運用管理を徹底すること

◆ 参考：[早稲田大学 ソーシャルメディア・メール等の利用におけるトラブル防止ガイドライン](#)

#### 【参考：著作権について】

著作物には、創作されたものすべて(言語・音楽・美術・建築・図形・映画・写真など)が含まれます。著作権の保護期間内の著作物を無断で使用すると、著作権侵害になり、損害賠償を請求され、告訴される場合もあります。例えば、漫画やアニメのキャラクターは「美術の著作物」に該当します。Web サイトや機関紙などに漫画やアニメのキャラクターを無断で掲載する行為は著作物の複製権、公衆送信権を害することになります。

※近年、YouTube 等での動画配信を行っているサークルが多くありますが、配信時の音楽利用には特に注意してください。

#### (10) 海外に渡航する際の注意事項について

海外に渡航する際は、最低限、[外務省の海外安全ホームページ](#)にて、渡航先の最新の安全情報を確認することと、海外旅行保険等の適用について確認してから渡航するようにしてください。

#### (11) 車両（二輪・四輪）の運転について

車両（二輪・四輪）の運転には気を付けてください。特に、日頃運転していない人が運転する場合は、事故が発生しやすいため、十分に注意が必要です。

#### (12) 活動状況に応じた任意保険への加入について

各サークルの活動状況に応じて、活動に関連する保険にできる限り加入してください。なお、任意加入した保険の適用とならない活動を行う場合には、保護者等の同意を得るとともに、その旨の同意書を参加者から集めてください。

※課外活動において[学傷補](#)は早稲田大学の学生で、かつ、事前に届出のあった公認サークル・体育各部の活動のみ補償の対象となります。

※ご参考までに、民間の任意保険として、以下のものをご紹介します。早稲田大学が提供している保険ではありませんので、加入条件など詳細は以下 Web サイトをご参照ください。

- [スポーツ安全保険 財団法人スポーツ安全協会](#)
- [国内旅行総合保険 株式会社大学生協保険サービス](#)
- [海外旅行保険 株式会社大学生協保険サービス](#)

#### (13) 課外活動中の写真・動画における性的ハラスメントの被害について

現在、スポーツの大会をはじめ、サークル活動等の場においても、アスリートや出演者等が性的意図をもって写真・動画を撮影され、それらがインターネット上に掲載される事案が学内外で発生しており、社会的な問題になっています。イベント・大会等を主催する場合は、見回りや不審な撮影者等への声掛け等の対策を行ってください。

##### ① イベントや大会中の写真・動画の撮影行為で違法・迷惑行為があった場合

課外活動中のイベントや大会等において、写真・動画の撮影行為で違法・迷惑行為があった場合、サークル三役や代表者が情報を取りまとめ、学生生活課まで報告してください。

また、不適切な撮影行為の抑止効果を高める観点から、「事案によっては法令・条例に基づき処罰される可能性がある」との旨をあらかじめ観客や参加者に対してサークルから注意喚起しておくことも、迷惑行為防止策の一案として考えられます。

##### ② インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口について

インターネット上に掲載された情報があなたの権利を侵害する違法・有害情報に当たる場合、サイト管理者・プロバイダ等に対し、掲載された写真・動画の削除を依頼するなどの対応が考えられます。下記資料のとおり、インターネット上の違法・有害情報に関し、外部の相談窓口が設

置されています。

#### ◆ [インターネット上の違法有害情報に関する相談窓口](#)

#### (14) 規則違反行為に対する指導・処分について

サークルに所属している学生が、課外活動等に関する下記の各規程に反する行為や公序良俗に反する行為などをした場合、学生としての懲戒処分やサークルとしての処分を受けることがあります。学生としての懲戒処分には、重い順に「退学」「停学」「訓告」の3種類があります。「停学」の場合には、以下の「停学処分に伴う措置」が取られます。サークルへの処分は「便宜供与の停止」「活動停止1か月」「無期限活動停止」「公認資格の取消」「サークルの解散指示」があります。これらの処分は登録（未公認）サークル、無届団体にも同様に科します。また、サークル名と処分内容を公示します。

##### 【停学処分に伴う措置】

1. 学生証の所属箇所での保管
  2. 登校の禁止
  3. 課外活動および体育各部の活動の禁止
  4. 早稲田大学の諸施設（図書館、学生会館等）の利用停止
  5. 停学期間中の科目登録の禁止
  6. 学内奨学金の一部または全額返還、および停学期間に応じた日本学生支援機構（JASSO）奨学金の支給停止または廃止（ただし民間財団等の奨学金は当該財団等の判断による）
- ※「退学」「訓告」の場合にも、給付済の奨学金の一部または全額の返還を求めることがある。

#### ◆ [課外活動等に関する規程・課外活動等に関する規程施行細則](#)

#### ◆ [早稲田大学学生会館規程施行細則](#)

#### (15) これまでの事件・事故について

以下のような事件・事故が実際に起こっています。同じような事故が起こらないように参考にしてください。

- ある公認サークルが飲み会での20歳未満飲酒を繰り返し、組織としての体質の改善が見られなかったため、サークルの公認資格継続を不許可とした。
- ある公認サークルが学生会館内で飲酒の上、迷惑行為を行ったため、無期限の活動停止とした。また、活動停止解除後は、2年間の便宜供与停止（部室の利用停止）とした。
- ある未公認サークルが合宿先で飲酒運転の上、事故を起こしたため、無期限の活動停止とした。その後、活動停止期間中に新歓活動ができず、サークルは解散となった。

#### 4. キャンパスの利用に際して注意すべき事項

キャンパス内でサークル活動を行う場合には、良好な教育環境を維持するため、以下の事項を守るようにしてください。なお、この事項は早稲田キャンパスおよび戸山キャンパスにおけるルールです。その他キャンパスについては、各キャンパスの事務所に問い合わせてください。

## (1) 利用ルール

- 入試業務に関わる期間など大学が定める日は、立ち入らないこと
- 夜間(22:30～翌朝 8:00)は、立ち入らないこと
- 拡声器の使用は、早稲田キャンパスでのみ、授業実施期間の 12:20～13:10(試験期間および大学が定める日時は除く)に限る。その際は、周囲に配慮し、大音量での使用は慎むこと
- 公序良俗に反しないこと
- 火気は使用しないこと
- 物品の販売およびこれと同視すべき行為(募金など)はしないこと

## (2) サークルが大学内外で集会を行う場合について

内容に応じて、それぞれ所定の手続きを経た上で開催してください。会場使用上の手続きに関する詳細は、大隈講堂・教室利用などの案内で確認してください。

## (3) 立看板の設置、掲示物ならびにビラなどの配布について

キャンパス内で、立看板の設置、ビラなどを配布・掲示する際は、必ず責任者またはそれに準ずる早稲田大学の学生が居合わせることとし、学外者のみが設置、掲示ならびに配布をすることは認められません。また、以下の事項も厳守してください。これに違反する場合、事前の通知なく撤去することがあります。また、違反した団体による立看板の設置、掲示物ならびにビラなどの配布を以後認めないことがあります。

- 立看板、掲示物、ビラなど配布物に責任の所在を明記
  - 公認サークルの場合：サークル名を明記すること
  - 公認サークル以外のサークルの場合：原則としてサークル名および責任者である早稲田大学の学生の所属箇所、学年、氏名、連絡先を明記すること
  - 営利目的、虚偽の宣伝、名義貸し、他者のプライバシーの侵害、特定の個人もしくは団体等への誹謗中傷または名誉毀損にあたる内容を掲載しないこと
  - その他、公序良俗に反した内容を掲載しないこと

※キャンパス内での立看板や掲示物等の掲示方法についてはキャンパスごとに運用ルールが異なります。詳細は以下のルールを熟読し、確認してください。

### 早稲田・戸山キャンパス

立看板について	キャンパス内に立看板を設置する場合には、次の事項を厳守のこと。なお、早稲田大学は、大学の行事にあわせて原則として年4回、立看板を撤去します。 ①大きさはベニヤ板(180cm ×90cm )2枚まで ②通行人がけがをする恐れがあるため、突起物のある看板の設置をしないこと ③立看板を設置する際は、通行の妨害および人身に危険の及ばない場所を選び、植栽等を傷めないように注意すること。なお、大学のシンボルである大隈銅像周辺や正門付近など、早稲田大学が指定する場所での設置をしないこと ④場所取りのためにフェンスにガムテープまたはそれに類するものを貼らないこと ⑤設置の際は、突風による倒壊などの危険を防止するため四隅を固定すること。倒れる危険性のある物は、撤去する場合があります。
---------	--

	<p>⑥イベントなどの宣伝のための看板は、それらが終了した後、速やかに撤去すること</p> <p>⑦多くの学生・サークルが設置できるよう同一内容の立看板の設置は、原則1キャンパス内で2箇所以内とする。文面などが違っていても、同一内容であると判断され得る場合にもこれに該当する</p> <p>⑧告知内容の期間が過ぎたものは自ら撤去すること</p>
掲示物について	<p>キャンパス内にビラなどを掲示する場合は、次の事項を厳守のこと。</p> <p>①掲示物の大きさは、最大A2サイズまでとする</p> <p>②掲示物の枚数は1掲示板につき1サークルあたり1枠まで(枠がない掲示板は1枚まで)とする</p> <p>③掲示板以外の場所(壁やフェンスなど)への掲示はしないこと</p> <p>④掲示物を固定する際には、画鋏を使用すること。ホッチキス、ガムテープの類は掲示板を損傷するので使用しないこと。また、他の掲示物の上に重ねて貼らないこと</p> <p>⑤イベントなどの宣伝のための掲示物は、それらが終了した後、速やかに撤去すること</p> <p>⑥月に1回(原則として毎月第4月曜日の午前中)、全ての掲示物を撤去します</p>
ビラ等の配布について	<p>キャンパス内でビラ等を配布する場合は、次の事項を厳守のこと。</p> <p>①業者(アルバイト学生も含む)による宣伝など営利目的のビラなどの配布をしないこと</p> <p>②ビラなどの配布は手渡しに限り、受け取る意思のない人への強要は行わないこと</p> <p>③授業や行事の妨げとなるため、建物内(ただし学生会館は除く)でビラなどを配布したり、机の上に置いたりしないこと</p>

### 西早稲田キャンパス

立看板について	<p>西早稲田キャンパス内での学生サークルなどの立看板設置は原則として認めません。ただし、正当な理由であると判断された場合は設置を許可する場合がありますので、<u>理工学術院統合事務所総務課</u>に問い合わせること。</p>
掲示物について	<p>掲示板を使用する際は、次のルールに従うこと。ルールに反する場合には撤去します。</p> <p>①理工学術院統合事務所に申し出て承認を受けること</p> <p>②掲示の期限を明示すること</p> <p>③掲示用紙は、原則として、A4サイズ1枚とする</p> <p>④期限を過ぎたものは自ら撤去すること</p>
ビラ等の配布について	<p>キャンパス内でビラ等の配布は、認められません。</p>

### 所沢キャンパス

掲示物の承認・期限・禁止事項	<p>①掲示物は、<u>所沢総合事務センター</u>の承認を必要とする</p> <p>②掲示期間は、原則として最長2ヵ月とする</p> <p>③掲示内容が、虚偽の宣伝、営利を目的とした広告、他者のプライバシーの侵害や名誉毀損にあたるものは許可しない</p> <p>④立看板類の掲出は、禁止とする</p> <p>⑤ビラ配布、教室・食堂・廊下の机上等へのビラ置きは禁止とする</p>
----------------	---

掲示物の大きさ・枚数・記載事項	<p>①掲示物の大きさは、最大A2サイズまでとする</p> <p>②掲示許可枚数は、A2サイズは合計3枚まで、A3以下のサイズは合計5枚までとする。また、1掲示板につき、1団体あたり1枚までとする</p> <p>③掲示物は、公認サークルのみ可とし、サークル名、責任者名を記載すること</p>
掲示の場所・方法	<p>①掲示は、学生用掲示板に限定する</p> <p>②掲示は、画鋏を使用すること。容易に撤去できるものを使用し、ホッチキス・接着テープ(セロテープ、ガムテープ)類等、撤去する際に掲示板等を傷めるおそれのあるものは禁止。</p>
掲示物の撤去・ペナルティ	<p>①ホッチキス・粘着テープ等を使用した場合には、撤去する</p> <p>②掲示期限が過ぎた掲示物、不要になった掲示物は、掲示責任者自身が撤去する</p> <p>③期限終了後も長期間放置されている掲示物等は、サークル名を記録の上、撤去する</p> <p>④指定以外の場所(特に建物の壁面・出入口、窓ガラス)に掲示した場合には、撤去する</p> <p>⑤規則に反した掲示物は、予告なく撤去する。違反があった当該サークルは、以後、掲示を許可しないなど、ペナルティを課す場合がある</p>
新歓期間における掲示等について	<p>①所沢総合事務センターの承認を省くことができる</p> <p>②次の場所に掲示物を貼ることは禁止する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学専用の連絡用掲示板・教室・図書館・所沢総合事務センター前ホール</li> <li>・食堂・トイレ・ガラス扉・ガラス窓・階段・防火扉・手すり</li> <li>・渡り階段・天井・屋外</li> </ul> <p>③掲示を貼る際は、メンディングテープ(掲示板等を傷める恐れのないもの)のみを使用すること</p> <p>④立看板は禁止</p> <p>⑤その他詳細は、実施日近くに掲示等で告知する</p>
所沢キャンパス祭における掲示等について	<p>①所沢総合事務センターの承認を省くことができる</p> <p>②掲示場所は、学生用掲示板および指定された場所のみとする</p> <p>③掲示期間は、原則として実施日の1ヶ月前から所沢キャンパス祭終了時までとする</p> <p>④立看板は、所沢キャンパス祭実行委員会が開催についての広報用に製作する3枚以内のみ設置可能とする</p> <p>⑤その他詳細は、実施日近くに掲示等で告知する</p>
キャンパス内の施設利用・撮影について	<p>①キャンパス内の施設を利用する場合は、事前に大学の承認を得ること</p> <p>②キャンパス内での撮影を希望する場合は、希望日の一週間前までに、大学に申し出ること</p>

#### (4) 新歓活動について

4月1日から4日の新歓期間中、チラシ配布等の勧誘活動は早稲田キャンパス内の新歓可能エリアで行ってください。大隈記念講堂前、戸山キャンパス内、キャンパス周辺(商店街等)での活動は禁止です。また、毎年新歓後にキャンパス内や路上にビラが散らかっています。足を滑らせるなどの危険があるため、必ず回収してください。

※西早稲田・所沢キャンパスではルールが異なります。別途Webサイト等で確認してください。

※他大学で新歓活動を行う場合は、各大学のルールに従ってください。

## 5. その他サークルに関する事項

文化団体連合会

一部の「学生の会」が加盟している連合体で、通称「文連」といいます。規程に定められている団体ですが、本部団体である「文連常任委員会」への便宜供与は現在停止しています。

## 6. 緊急連絡先

学生生活上のさまざまなトラブルや事件・事故が生じた場合、学生部学生生活課に「学生生活110番」を設けていますので、速やかに連絡してください。連絡が見つからない場合および夜間、祝祭日、一斉休業期間中(夏季・冬季)は各キャンパス警備室へ連絡してください。また、病人や怪我人が発生した場合には各キャンパス保健センターにもあわせて連絡してください。

### ■緊急連絡先

学生生活110番(学生部学生生活課):直通03-3202-0706(内線72-3908)

キャンパス名	現地対応箇所	夜間対応連絡先(警備室)	保健センター
早稲田キャンパス	通用門受付	03-3203-4300 71-2000(内線)	03-5286-3984 71-3000(内線)
戸山キャンパス	正門受付	03-3203-8701 72-2000(内線)	03-3203-3519 72-3975(内線)
西早稲田キャンパス	正門受付	03-5286-3022 73-2000(内線)	03-5286-3021 73-2640(内線)
所沢キャンパス	正門受付	042-949-7519 76-2000(内線)	04-2947-6706 76-3308(内線)

以上

(照会先:早稲田大学学生生活課 TEL:03-3202-0706 MAIL:[kagaidesk@list.waseda.jp](mailto:kagaidesk@list.waseda.jp))